

2013年3月議会 人事案件についての反対討論（要旨）

まつざき 真琴

2013/3/27

私は、提案されました議案第75号副知事に、布袋嘉之（ほうたい・よしゆき）氏と佐々木浩（ささき・ひろし）氏を選任する件と、議案第76号人事委員会委員に平田浩和（ひらた・ひろかず）氏を選任する件について、反対し、その理由を述べ討論いたします。

まず、副知事の佐々木氏に反対する理由は、本県の副知事にどうして国の官僚を持ってこなければならないのかという点であります。本年度も本県の執行部の体制において、企画部長や土木部長、農政課長、義務教育課長など、国からの派遣職員が配置されています。地方分権の時代と言われながら、人事面では中央直結の職員配置が続いています。伊藤知事自身も総務省の出身であります、ここで副知事まであえて総務省の官僚を充てる必要があるのでしょうか。

また、もう一人の副知事の布袋氏は、県の幹部職員OBであります。

本県では、副知事職には、歴代、県幹部職員のOBが選任されております。これらの方たちは、県職員時代から、その時代時代の知事の方針に従い、部長職に上り詰めた方達であります。

私は、先の議案に対する反対討論でも申し述べましたが、これまで無駄な大型開発の公共事業が一旦始まればだれもそれを止めることなく、ムダが重ねられてきました。また、国による弱い者いじめ、地方いじめの政治に対しても、抵抗することなく、国の施策の具体化がなされてきました。

知事の指示や国の方針に従うだけの副知事の役割ではなく、県民の立場で県政に新風を吹き込む立場の副知事を求めるものです。政策立案や企画調整という観点から、2人の内の少なくとも一人は、民間出身者や女性の副知事登用が検討されてもよいのではないのでしょうか。

以上の理由により、両氏の副知事の選任に同意できないものです。

次に、人事委員会委員に平田氏を選任する件であります。行政委員会の制度は、自治体の長とは相対的に独立した執行機関として、行政上の決定を慎重かつ公正・中立に行い、かつそれを執行するために設けられたもので、その中でも人事委員会は、人事行政に関する調査研究、企画立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、これについて必要な措置を講ずる機関です。

特に、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられており、地方公務員法に基づき、職員の給与と民間の給与の比較を行い、それに基づき報告並びに勧告がなされるものであります。

私は、この間、県の幹部職員が定年退職をし、まるで、再就職先の斡旋されるかのように行政委員会の委員に選任されていくのを見てまいりましたが、現職時代の議会での質疑答弁のやり取りを思い起こし、知事の指示に忠実に、40年近くも職務を全うし、幹部職員に上

り詰めた方たちが、知事に対して独立性・中立性を維持できるか、どうしても疑問を持たざるをえません。

以上の理由から、平田氏の人事委員会委員の選任に同意できないことを表明し、討論いたします。